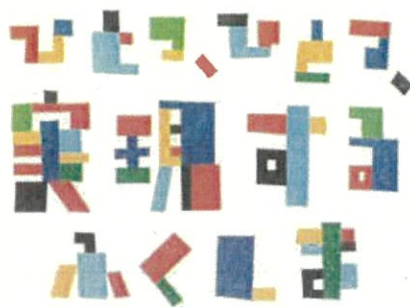


福島県高齢者居住安定確保計画（改定版）



2021年3月

福島県

目 次

I 福島県高齢者居住安定確保計画について	・・・P.2
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
II 高齢者の住まいの現状と課題	・・・P.4
1 統計データやアンケート等から見える高齢者の住まいの現状	
2 高齢者の住まいに関する課題	
III 高齢者の居住の安定確保に向けた基本目標と基本方針	・・・P.9
1 基本目標	
2 基本方針	
3 施策体系	
IV 高齢者の居住の安定確保のための施策	・・・P.14
1 東日本大震災等からの復興と持続可能な地域社会づくり	
2 高齢者の豊かな住まいの実現	
V 生活圏別施策	・・・P.31
VI 施策推進のための役割・体制	・・・P.36
1 行政の役割	
2 施策の推進にあたって	
VII 資料	・・・P.38

※福島県高齢者居住安定確保計画は、福島県住生活基本計画（2016～2025）及び「第八次福島県高齢者福祉計画・第七次福島県介護保険事業支援計画」（2018～2020）の関連計画であり、説明のある用語以外の定義等は、これらの計画に定めるところによります。
なお、主語が明記されていない文章の主語は、県及び市町村とします。

I 福島県高齢者居住安定確保計画について

1 計画の目的

本県においては、2015年の国勢調査によると高齢化率が約29%と、全国平均（約27%）よりも高くなっており、間もなく県民の3人に1人が高齢者となることから、介護等を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

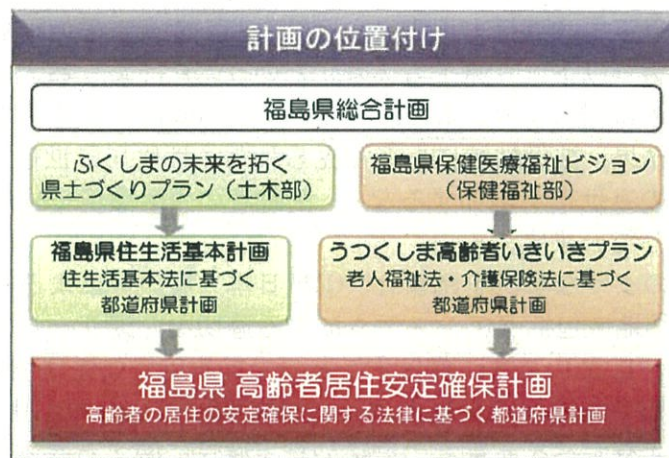
また、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下、「東日本大震災」という。）や東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）により甚大な被害を受け、応急仮設住宅等への避難により、未だに居住の安定が確保されていない方が少なくありません。この結果、被災地域にも多く見られた多世代同居世帯が分離し、高齢者単独世帯や夫婦のみ世帯が増加するなど、高齢者の生活環境や住環境を取り巻く状況が大きく変化しています。

本計画は、このような状況を踏まえ、①東日本大震災等による被災高齢者の居住の安定の確保、②地域包括ケアシステムによる適切な介護サービス等の提供の実現、③全ての高齢者が自立し元気に暮らすことのできる良好な住環境の確保を図るため、暮らしの基盤である住宅や老人ホーム等施設^{※1}について、県民、民間事業者、市町村、県等が共有すべき高齢者の居住の安定確保に関する基本目標・方針や施策の方向等を定めるものであり、住宅施策と福祉施策の緊密な連携のもと、各種施策を総合的・計画的に推進するためのものです。

^{※1} 老人ホーム等施設とは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（介護療養病床）、介護医療院、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホームをいいます。

2 計画の位置付け

本計画は「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）（平成13年法律第26号）」に基づく都道府県の「高齢者居住安定確保計画」としての位置付けを持ち、「福島県住生活基本計画」と「第八次福島県高齢者福祉計画・第七次福島県介護保険事業支援計画」（以下「うつくしま高齢者いきいきプラン」という。）の施策別計画として策定しており、「うつくしま高齢者いきいきプラン」にあわせて改定するものです。



3 計画期間

本計画の期間は、2018年度から2021年度までの4年間とし、上位計画「うつくしま高齢者いきいきプラン」の改定や高齢者を取り巻く住まいの状況等の変化、東日本大震災及び原子力災害による本県の社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行います。



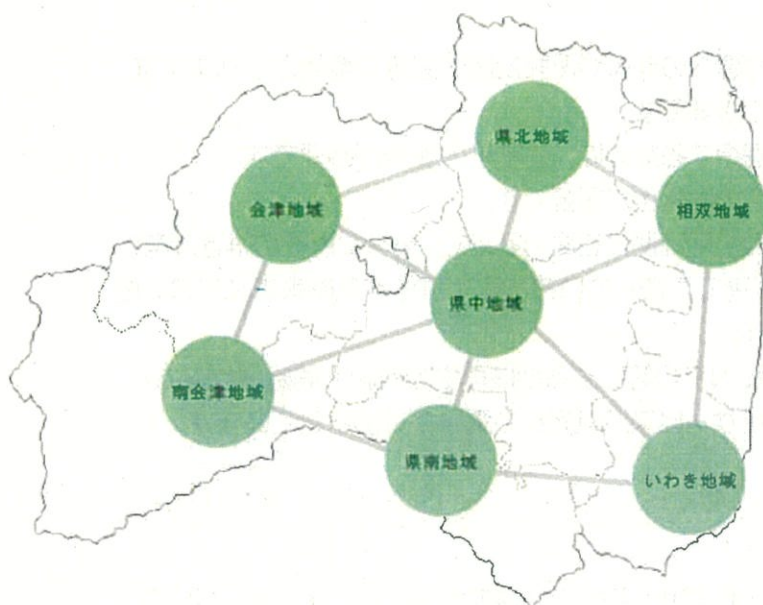
V-3 生活圏別施策の方向

本県は、南北方向3本の縦軸と東西方向3本の横軸の合計6本の連携軸の結節上に特色ある「七つの生活圏」(県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわきの各地域)が形成され、それぞれの軸に都市が分散した、多極分散型の県土構造となっています。

それぞれの圏域は、地域特性や被災状況等が異なることから、各圏域の実情に応じた住宅施策を展開するため、全県的に取り組むべき共通事項のほかに、圏域毎に、県民や関係団体等の理解と協力を得ながら、「重点的に取り組むべき事項」について、以下に示します。

また、「避難地域12市町村」(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)については、各圏域と異なった住宅施策の展開を必要とすることから、「重点的に取り組むべき事項」について、各圏域とは別に位置付けることとします。

●七つの生活圏



●避難地域12市町村



(1) 県北地域

①現状・課題

- 県庁所在地である福島市を核に、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村で構成された地域です。
- 人口は、平成12年をピークに減少し、世帯数も平成17年をピークに減少しています。引き続き人口、世帯とも減少が続くと予測され、他の地域に比較して減少幅の大きな地域となっています。
- 原子力災害により、一部の地域が避難指示区域に設定され、帰還に向けた居住環境の回復が必要とされています。
- 原子力災害の影響により、子育て世帯を中心とした自主避難が続いており、人口流出による地域活力の低下が懸念されています。
- 福島市などで中心市街地の空洞化・商業施設の郊外化が見られます。
- 開発から40年を経過する郊外型住宅団地では、世代交代が進まず、高齢化の進行、人口の減少、空き家の増加、コミュニティの希薄化等、様々な問題が顕在化しています。
- 福島市においては、第二期中心市街地活性化基本計画の認定を受け、商業施設や高齢者向け住宅等の整備が予定されています。

②重点的に取り組むべき事項

- 被災者の居住環境向上に向け、住宅再建への支援や復興公営住宅等の整備が不可欠です。
- 子育て世帯等の帰還を支援する施策が必要です。
- 安全で安心して生活できる居住環境を回復するために、住宅等の除染が必要です。
- 被災した住宅の再建や改修、既存住宅の耐震化が重要です。
- 中心市街地活性化や増加する高齢者の生活利便性を高めるため、街なか居住の推進が有効です。また、狭い賃貸住宅で暮らす子育て世帯と広い持ち家で暮らす高齢者単独世帯の住み替え誘導についても検討が必要です。
- 郊外型住宅団地においては、団地住民、NPO等による地域再生の取組も開始されており、地域コミュニティの活性化や生活支援サービス拠点施設の誘導が求められています。

(2) 県中地域

①現状・課題

- 商都といわれる郡山市と、連たんする須賀川市を核に、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町で構成された地域です。
- 人口は、平成12年をピークに減少していますが、世帯数は、平成27年をピークに減少していくことが予測されます。
- 郡山市、須賀川市や鏡石町などで地震による住家被害が多数見受けられます。
- 原子力災害により、一部の地域が避難指示区域に設定され、帰還に向けた居住環境の回復が必要とされています。
- 原子力災害の影響により、子育て世帯を中心とした自主避難が続いており、人口流出による地域活力の低下が懸念されています。
- 中心市街地の賑わい創出が課題となっています。

□須賀川市においては、中心市街地活性化基本計画の認定を受け、高齢者向け住宅等の整備が予定されています。

□中山間地域では、高齢化率も高く、介護サービスも限定されている状況です。

②重点的に取り組むべき事項

□被災者の居住環境の向上に向け、住宅再建への支援や復興公営住宅等の整備が不可欠です。

□子育て世帯等の帰還を支援する施策が必要です。

□安全・安心に生活できる居住環境を回復するために、住宅等の除染が必要です。

□被災した住宅の再建や改修、既存住宅の耐震化が重要です。

□空き家を活用した高齢者支援、地域コミュニティのための施設誘導や二地域居住等の推進を図ることが重要です。

□中山間地域では、高齢化率が高く、持ち家率も高いことから、高齢者住宅の耐震改修、断熱改修、バリアフリー化等を進めることが効果的です。

□中心市街地の活性化や空き賃貸住宅のサービス付き高齢者向け住宅や子育て世帯に適した住宅への転用などを検討する必要があります。

(3) 県南地域

①現状・課題

□首都圏と隣接し、東北の玄関口ともいわれる白河市を核に、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村で構成された地域です。

□人口は、平成7年をピークに減少しており、世帯数も平成17年をピークに減少しています。人口、世帯数とも減少していますが、その傾向は緩やかです。

□自然、歴史、伝統といった観光資源に恵まれた地域です。

□阿武隈山系の地域では、高齢化率も高く、古い住宅に高齢者が広範囲に分散して居住している状況です。

□白河市においては、第二期中心市街地活性化基本計画の認定を受け、商業施設や公共施設、住宅等の整備が予定されているほか、景観計画や歴史的風致維持向上計画を策定し、良好な歴史的街並み景観の形成に努めています。

□白河市などで地震による住家被害が多数見受けられます。

□原子力災害による放射性物質への不安を解消するため、居住環境の回復が必要です。

②重点的に取り組むべき事項

□被災した住宅の再建や改修、既存住宅の耐震化が重要です。

□民間賃貸住宅の少ない中山間地域では、低額の家賃で高齢者が優先的に入居できる公的賃貸住宅の供給を検討する必要があります。

□景観に配慮した街なみの形成や伝統的建築物の保存・活用など、地域資源を活用した取組をより一層推進する必要があります。

□福祉部局と連携し、高齢者等が生きがいを持てる居住環境の整備や地域コミュニティの形成のため、サービス付き高齢者向け住宅等の供給を支援することが望まれています。

□安全・安心に生活できる居住環境を回復するために、住宅等の除染が必要です。